

差し替え済

薬生発0701第1号
平成28年7月1日各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

毒物及び劇物指定令の一部改正について(通知)

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成28年政令第255号。以下「改正政令」という。）が平成28年7月1日に公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏のないようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会长、全国化学工業薬品団体連合会会长、日本製薬団体連合会会长、公益社団法人日本薬剤師会会长及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会长宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

第1 改正政令の内容について

1 次に掲げる物を毒物に指定した。

(1) (クロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 100-44-7)

(2) メタンスルホニル=クロリド及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 124-63-0)

2 次に掲げる物を劇物に指定した。

(1) グリコール酸及びこれを含有する製剤（ただし、グリコール酸3.6%以下を含有するものを除く。）

(CAS No. : 79-14-1)

(2) ビス(2-エチルヘキシル)=水素=ホスフアート及びこれを含有する製剤（ただし、ビス(2-エチルヘキシル)=水素=ホスフアート2%以下を含有するもの

を除く。)

(CAS No. : 298-07-7)

(3) ブチル(トリクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 1118-46-3)

(4) 2-セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 89-72-5)

(5) 無水酢酸及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 108-24-7)

(6) 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 108-31-6)

3 改正前の毒物及び劇物指定令(昭和40年政令第2号)において、毒物として指定されていた2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤のうち、10%以下を含有する製剤を毒物から除外し新たに劇物に指定し((1)関係)、10%以下を含有する製剤のうち、容量20リットル以下の容器に収められたものであって、0.1%以下を含有するものを劇物から除外した((2)関係)。

(1) 2-メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、2-メルカプトエタノール10%以下を含有するものを除く。

(2) 2-メルカプトエタノール10%以下を含有する製剤。ただし、容量20リットル以下の容器に収められたものであって、2-メルカプトエタノール0.1%以下を含有するものを除く。

(CAS No. : 60-24-2)

4 次に掲げる物を劇物から除外した。

(1) 2, 2, 2-トリフルオロエチル= [(1S)-1-シアノ-2-メチルプロピル]カルバマート及びこれを含有する製剤

(CAS No. : 951242-61-8)

(2) メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有する製剤

(CAS No. : 7803-55-6)

5 施行期日

平成28年7月15日から施行する。ただし、毒物から「容量20リットル以下の容器に収められたものであって、2-メルカプトエタノール0.1%以下を含有するもの」を除外する改正及び第1の4については、公布日に施行する。

6 経過措置等

(1) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物については、既に製造、輸入及び販売されている実情にかんがみ、改正政令の施行日(平成28年7月15日)

において、現にその製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、平成28年10月31日までは、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第3条（禁止規定）、第7条（毒物劇物取扱責任者）及び第9条（登録の変更）の規定は適用しない。また、改正政令の施行日において、現に存するものについては、同日までは、法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（法第22条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項の規定は適用しない。

- (2) 新たに毒物から除外し、劇物に指定した第1の3（2）に掲げる物であって、改正政令の施行日において、現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第12条（毒物又は劇物の表示）第1項（第22条第5項において準用する場合を含む。）の規定による「医薬用外毒物」の表示がなされているものについては、平成28年10月31日までは、引き続きその表示がなされている限り、同項の規定は適用しない。
- (3) 改正政令の施行日前にした第1の3（2）に掲げる物に係る違反については、改正前の罰則を適用する。
- (4) 新たに毒物又は劇物に指定した第1の1及び2に掲げる物について、現に製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者に対しては、速やかに登録を受けさせ、毒物劇物取扱責任者を設置させるとともに、適正な表示を行わせるよう指導されたい。また、改正政令の施行日において、現に存する物に関しても、法第12条第3項、第14条（毒物又は劇物の譲渡手続）、第15条（毒物又は劇物の交付の制限等）、第15条の2（廃棄）、第16条（運搬等についての技術上の基準等）等に関する経過措置は定められておらず、これらの規定は施行日から適用するものであるので、関係業者を適正に指導されたい。

第2 その他

改正政令の新旧対照表については、別添1のとおりである。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び毒物又は劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添2のとおりである。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正	後	改 正	前
	(毒物)		(毒物)	
第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。			第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。	
一～六の七 (略)			一～六の六 (略)	
六の八 (クロロメチル) ベンゼン及びこれを含有する製剤			六の七 三一クロロ一一二一プロパンジオール及びこれを含有する製剤	
六の九 (略)			六の八 五塩化燐及びこれを含有する製剤	
六の十～六の十四 (略)			六の九～六の十三 (略)	
七～二十六の四 (略)			七～二十六の三 (略)	
二十六の五 メタンスルホニルクロリド及びこれを含有する製剤			二十六の四 ホスゲン及びこれを含有する製剤	
二十六の六 (略)			(新設)	
二十六の五 メチルシクロヘキシリ一四一クロルフェニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシリ一クロルフェニルチオホスフエイト一・五%以下を含有するものを除く。			二十六の五 メチルシクロヘキシリ一四一クロルフェニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシリ一クロルフェニルチオホスフエイト一・五%以下を含有するものを除く。	
二十六の七～二十六の十一 (略)			二十六の六～二十六の十 (略)	
二十六の十二 二一メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二一メルカプトエタノール一〇%以下を含有するものを除			二十六の十一 二一メルカプトエタノール及びこれを含有する製剤	

二十七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十四 (略)

二十四の一 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六%以下を含有するものを除く。

二十五～三十一の三 (略)

二十五 クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール五%以下を含有するものを除く。

二十六～三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (114) (略)

(114) 二～トリデセンニトリルと三～トリデセンニトリルとの混合物

(二～トリデセンニトリル八〇%以上八四%以下を含有し、かつ、三～トリデセンニトリル一五%以上一九%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤

(1) (113) (略)

(115) 二～メチルプロピル」カルバマート及びこれを含有する製剤

(略)

(116) 二～二・二～トリフルオロエチル」「(一S)一一シアノー

二十七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十三 (略)

二十四 無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。

(新設)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲

げるものを除く。

(1) (114) (略)

(113) (略)

(114) 二～トリデセンニトリルと三～トリデセンニトリルとの混合物
(二～トリデセンニトリル八〇%以上八四%以下を含有し、かつ、三～トリデセンニトリル一五%以上一九%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤

(新設)

(115) 二～二・二～トリメチル一二シクロペンテンアセトニトリル
一〇%以下を含有する製剤

$$\begin{matrix} (117) \\ \{ \\ (177) \end{matrix}$$

(略)

三十三八
（略）

八十一の二 ビス(二-エチルヘキシル)＝水素＝ホスフアート及び二
れを含有する製剤。ただし、ビス(二-エチルヘキシル)＝水素＝
ホスフアート-%以下を含有するものを除く。

八十一
(略)

八十の四、八十の六、
八十一、八十五の四
(略)

八十五の五
剝
ブチル（トリクロロ）スタンナン及びこれを含有する製

劑

八十五の七
二一セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する

八十五の八
製剤

(略)

三十三
七十九

(略)

八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

八十の二 S・S—ビス（—メチルプロピル）＝O—エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）一〇%以下を含有する製剤。ただし、S・S—ビス（—メチルプロピル）＝O—エチル＝ホスホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十の三、八十の五
八十一、八十五の三
(略)

八十五の四 t—ブチル＝(E) —四— (一・三—ジメチル—五—フエノキシ—四—ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル) ベンゾアート及びこれを含有する製剤。ただし、t—ブチル＝(E) —四— (一・三—ジメチル—五—フエノキシ—四—ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル) ベンゾアート五%以下を含有するものを除く。

八十五の五 N—ブチルピロリジン

(新設)

八十五の六 二一t—ブチル—五一（四一t—ブチルベンジルチオ）
—四—クロロピリダジン—三（二H）—オン及びこれを含有する製

八十五の六 二一t—ブチル—五一（四一t—ブチルベンジルチオ）
—四—クロロピリダジン—三（二H）—オン及びこれを含有する製

剤

八十五の九、八十五の十一 (略)

八十六、九十八 (略)

八十五の七、八十五の九 (略)

八十六、九十七 (略)

九十八 無水クロム酸を含有する製剤

(新設)

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤
九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤
九十八の四 (略)

九十八の二 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタクリル酸二十五%以下を含有するものを除く。

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

九十八の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。

九十八の六 (略)

九十八の七、九十八の十二 (略)

九十八の四 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤

九十八の五、九十八の十 (略)

九十九、百の十五 (略)

九十九、百の十四 (略)
百の十五 二-メトキシ-1・3・2-ベンゾジオキサホスホリン-1-ヌルフィド及びこれを含有する製剤

(新設)

百の十六 二-メルカプトエタノール一〇%以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二-メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するのものを除く。

百の十七 (略)

百の十六 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

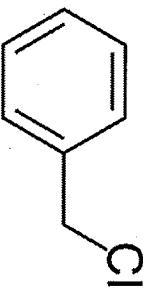
百一、百九 (略)

百一、百九 (略)

2 (略)

毒物に指定するもの

別添 2

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
(クロロメチル)ベンゼン		原体及びこれを含有する製剤	外観:刺激臭のある無色の液体 沸点:179°C 密度:1.10 g/cm³(20°C) 相対蒸気密度:4.4(空気=1) 蒸気圧:120 Pa(20°C) 溶解性:水約1.2g/L(25°C)、エタノール、エーテル、クロロホルムに混和 引火点:67°C(c.c.) 安定性・反応性 金属の存在下で重合する。水の存在下で金属を腐食する。	原体: 急性経口毒性 LD₅₀(mg/kg) テット 1,231 急性経皮毒性 LD₅₀(mg/kg) 知見なし 急性吸入毒性 LC₅₀(mg/L) テット 0.55(106 ppm/4hr) (蒸気) マウス 0.30(57 ppm/4hr) (蒸気) 皮膚腐食性 サギ なし (中等度～強度の刺激性) 眼刺激性 サギ あり ビト 重篤な損傷	染料・合成樹脂・香料の合成原料、医薬品及び農薬の中間体、紙力増強剤、ガソリン合物生成防止剤等として使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
メタンスルホニル=クロド	$\text{Cl}-\text{S}(=\text{O})-\text{CH}_3$	原体及びこれを含有する製剤	外観:無色~淡黄色の発煙性液体 沸点:162°C 融点:-32°C 密度:1.4805 g/cm³(18°C) 相対蒸気密度:4(空気=1) 蒸気圧:270 Pa(20°C) 溶解性:水に反応する。 エタノール、エーテルに可溶 引火点:110°C(c.c.) 安定性・反応性: 塩基(アンモニア他多くの物質)と激烈に反応し、火災及び爆発の危険をもたらす。水、水蒸気と反応し、有毒で腐食性のフューム(塩化水素等)を生成する。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 255 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >200~<2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L(4hr)) ラット 0.117(25 ppm/4hr) (蒸気) 皮膚刺激性 ラット あり 眼刺激性 ラット 重篤な損傷	難燃化剤、写真関連、繊維染料、農業用化学製品、製薬における合成中間体。安定化剤、触媒、硬化剤、塩素化剤として使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
グリコール酸	$\text{HO}-\text{C}(=\text{O})-\text{OH}$	原体及びこれを含有する製剤(3.6%以下を含有するものを除く。)	<p>外観:無色の吸湿性結晶 沸点:100°Cで分解 融点:80°C</p> <p>密度:1.49 g/cm³(25°C) 相対蒸気密度:2.6(空気=1) 蒸気圧:0.02 mmHg=2.67 Pa (25°C、外挿) CAS No. 79-14-1</p> <p>溶解性:水;非常によく溶ける (1,000 g/L, 25°C (推定))。メタノール、 エタノール、アセトン、 酢酸、エーテルに可溶</p> <p>安定性・反応性: 強酸化剤、シアン化物、硫化物と反応。アルミニウム、 亜鉛、スズと激烈な反応。</p>	<p>原体: 急性経口毒性 $\text{LD}_{50} (\text{mg/kg})$ ラット 1,938</p> <p>急性経皮毒性 $\text{LD}_{50} (\text{mg/kg})$ ラット >1,000</p> <p>急性吸入毒性 $\text{LC}_{50} (\text{mg/L}(4\text{hr}))$ ラット 3.6 (ミスト)</p> <p>皮膚刺激性 カサキあり</p> <p>眼刺激性 カサキ 重篤な損傷</p> <p>3.6%製剤: 皮膚刺激性 カサキ なし</p> <p>眼刺激性 カサキ 軽度</p>	<p>皮膚・毛・爪の ケア製品(化粧品)、洗浄剤、 塗料剥離剤、繊維加工仕上げ 剤、pH調整剤、有機化合物と 成の出発物質として使用。</p>

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
ビス(2-エチルヘキシル) =水素=ホスフアート	$\text{H}_3\text{C}-\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{O}-\text{P}(\text{O})(\text{OH})-\text{O}-\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{CH}_2-\text{CH}_3$	原体及びこれを含有する製剤(2%以下を含有するものを除く。)	外観:無色又は琥珀色/淡黄色の液体 沸点:240°Cで分解 融点:-50°C 密度:0.97 g/cm³ 相対蒸気密度:11.1 (空気=1) 蒸気圧:10 Pa(20°C) 溶解性:水; 0.21 g/100mL (20°C)、ベンゼン、 ヘキサンに可溶 引火点:198°C(c.c.) 安定性・反応性: 多くの金属と反応し水素を発生。	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) テット 1,400 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/L) ヴサギ* 1,200 急性吸入毒性 LDL_0 (mg/L (8hr)) テット >1.3 (2.6 mg/L/4hr) LC_{50} (mg/L (4hr)) 1.0~5.0程度 皮膚腐食性 ヴサギ* あり 眼刺激性 ヴサギ* 重篤な損傷 2%製剤: 皮膚腐食性 ヴサギ* なし(軽度の刺激性) 眼刺激性 ヴサギ* なし	希土類の選択抽出剤、ウラン化合物等金属塩の抽出剤、燃料の精製、金属の抽出、プラスチック製造の界面活性剤成分、繊維工業における染色助剤、潤滑油、防錆剤、抗酸化剤として使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

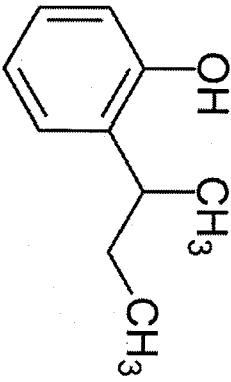
劇物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
ブチル(トリクロロ)スタンナ ン	$ \begin{array}{c} \text{H}_3\text{C} \\ \\ \text{---} \\ \\ \text{Cl} / \text{Sn} \backslash \text{Cl} \end{array} $	原体及びこれを含有する製剤	<p>外観:無色~琥珀色の液体</p> <p>沸点:98°C (13 hPa)</p> <p>融点:-63°C</p> <p>密度:1.71 g/cm³ (25°C)</p> <p>相対蒸気密度:9.7 (空気=1)</p> <p>蒸気圧:0.06 hPa (25°C)</p> <p>分子量 282.19</p> <p>CAS No. 1118-46-3</p>	<p>原体:</p> <p>急性経口毒性 LD₅₀ (mg/kg) テット 2,200 マウス 1,400</p> <p>急性経皮毒性 LD₅₀ (mg/kg) 知見なし</p> <p>急性吸入毒性 LC₅₀ (mg/L (4hr)) 知見なし</p> <p>皮膚腐食性 ウサギ あり</p> <p>眼刺激性 ウサギ 重篤な損傷</p>	<p>プラスチック(ポリ塩化ビニル樹脂等)に添加する安定化剤の中間体。他の有機スズ化合物の中間体。高純度のものはガラス表面処理剤として使用。</p>

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
2-セカンダリーブチルエノール	 $C_{10}H_{14}O$ 分子量 150.22 CAS No. 89-72-5	原体及びこれを含有する製剤	原体: 外観:淡黄色の透明な液体 沸点:228°C 融点:16°C 密度:0.9804 g/cm³(25°C) 相対蒸気密度:5.2(空気=1) 蒸気圧:109 Pa(25°C) 溶解性:水1,520 mg/L(20°C)、アルコール、エーテル、アルカリにわずかに溶ける。 引火点:107°C 安定性・反応性: 酸化剤と反応する。塩基、酸無水物、酸塩化物と激しく反応する。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) テット >500~<1,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ヴサキ 5,560 急性吸入毒性 LDL ₀ (mg/L(7hr)) テット >6.6 から換算 (飽和蒸気) LC ₅₀ (mg/L(4hr)) >1.78 皮膚腐食性 ヴサキ あり 眼刺激性 ヴサキ 重篤な損傷	樹脂、可塑剤、界面活性剤及び他の製品の製造における化学中間体。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

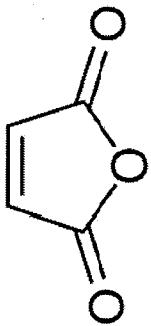
劇物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
無水酢酸	$\text{H}_3\text{C}-\text{C}(=\text{O})-\text{O}-\text{C}(=\text{O})-\text{CH}_3$	原体及びこれを含有する製剤	外観: 刺激臭のある無色の液体 沸点: 139°C 融点: -73°C 密度: 1.08 g/cm³ (20°C) 相対蒸気密度: 3.5 (空気=1) 蒸気圧: 0.5 kPa (25°C)	<u>原体:</u> 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) テット 630 <u>急性経皮毒性:</u> LD ₅₀ (mg/kg) ササギ* 4,000 <u>急性吸入毒性:</u> LC ₅₀ (mg/L (4hr)) テット 2.1 (500 ppm/4hr) (蒸気) <u>溶解性:</u> 水; 分解 (2.6 wt%, 20°C)、アルコール、エーテル、クロロホルムに可溶 <u>引火点:</u> 49°C (c.c.)	アセチルセルロース繊維、プラスチック及び酢酸ビニルの製品 (アスピリン等)、染料及び香料の製造において、アセチル化剤及び縮合剤として使用。

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) 又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物に指定するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
無水マレイン酸	 $C_4H_2O_3$ 分子量 98.06 CAS No. 108-31-6	原体及びこれを含有する製剤	外観:刺激臭のある無色～白色の結晶 沸点:202°C 密度:1.48 g/cm ³ (25°C) 相対蒸気密度:3.4 (空気=1) 蒸気圧:25 Pa (25°C)	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) テット 400～1,100 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) サギ 2,620 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) テット > 1.1 (ミスト)	主に合成樹脂(不飽和ポリエチル樹脂、樹脂改質剤等)及びフマル酸合塗料・インキ用ビニル安定剤、樹脂、農薬の原料として使用。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
 ※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合には、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

毒物から劇物(10%以下を含有する製剤)に指定し、劇物(容量20リットル以下の容器に収められたものであって、0.1%以下を含有する製剤)から除外するもの

名 称	構 造 式	区分	性 状	毒 性	主な用途
2-メルカプトエタノール 0%以下を含有する製剤、 容量20リットル以下の容器 に収められたものであつ て、0.1%以下を含有する 製剤		これを含有する製剤	外観:特徴的な臭気の無色液体 沸点:157°C(分解) 融点:-100°C、<-50°C 比重:1.1 g/mL 蒸気圧:1.756 mmHg (=0.234 kPa(25°C)) 相対蒸気密度:2.69 (空気=1) 溶解性:水可溶、エタノール、 エーテル、ベンゼンに 可溶 引火点:74°C(c.c.)	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) マウス 190 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット 150 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット 2 (蒸気、推定値) 皮膚刺激性 ウサギ なし(強度の刺激性) 眼刺激性 ウサギ、あり 10%製剤: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット >200 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) ラット >2.1 (ミスト)	化学繊維・樹脂 添加剤。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合には、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

動物から除外するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
メタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有する 製剤	$\text{NH}_4^+ - \text{O}-\text{V}=\text{O}$	これを含有する製剤	外観:白色～淡黄色の結晶 性粉末	原体: 急性経口毒性 $\text{LD}_{50} (\text{mg/kg})$ テット(♂) 218 テット(♀) 141 急性経皮毒性 $\text{LD}_{50} (\text{mg/L})$ テット(♂) 2.61 テット(♀) 2.43 (ダスト) 密度:2.33 g/cm ³ 融点:なし(200°Cで分解) 溶解性:水;4.8 g/L(20°C)、 モノエタノールアミン 及びジエタノールア ミンに易溶 引火性:不燃性 皮膚刺激性 知見なし 眼刺激性 知見なし 0.01%製剤: 急性経口毒性 $\text{LD}_{50} (\text{mg/kg})$ テット >2,000 皮膚腐食性 ササキ なし 眼刺激性 ササキ なし	接触法硫酸製 造用触媒、ナフ タリン・オキシレ ンの空気酸化 による無水フタ ル酸製造用触 媒、ベンゼンか らの無水マレイ ン酸製造用触 媒等の製造、陶 磁器(タイル)の 着色顔料、試 薬。

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合には、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名 称	構 造 式	区 分	性 状	毒 性	主な用途
2, 2, 2-トリフルオロエチル=〔(1S)-1-シアノ-2-メチルプロピル〕カルバマート		原体及びこれを含有する製剤	外観:透明水飴状 沸点:120°C/3 mmHg 凝固点:25.5°C 蒸気圧:3.2×10³ hPa (20°C)、 5.2×10³ hPa (25°C)、 4.9×10² hPa (50°C) 溶解性:水;200 mg/L 未満 引火点:156°C (o.c) 分解温度:200°C 安定性・反応性: 酸性化で安定、アルカリ性 で不安定。 185°Cでやや不安定。	原体: 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) テット >300~≤2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) テット >2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L (4hr)) テット >4.62 (ミスト) 皮膚腐食性 ウサギ なし 眼刺激性 ウサギ なし	農薬の中間体

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50)又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

省令

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令 (一四九)

○総務省組織令の一部を改正する政令 (一五〇)

○財務省組織令の一部を改正する政令 (一五一)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令 (一五二)

○平成二十八年熊本地震による災害についての総合法律支援法第三十三条第一項第四号の規定による指定等に関する政令 (一五三)

○所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (一五四)

○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 (一五五)

○児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令 (一五六)

〔府令〕

〔告示〕

○人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院九一二一六五）

○人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（同九一六一八〇）

○人事院規則一一一八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則（同一一八一三七）

○平成二十九年歌会始お題「野」の詠進歌の選者が定められた件（宮内庁六）

○一般社団法人警備員特別講習事業センターから住所及び講習会を行う事務所の所在地の変更の届出があった件（国家公安委二七）

○除籍が滅失した件（法務三六一）

規則

- 人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則（人事院九一二一六五）

○人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（同九一六一八〇）

○人事院規則一一一八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則（同一一一一八一三七）

〔告 示〕

○平成二十九年歌会始お題〔野〕の詠進歌の選者が定められた件（宮内庁大）

○一般社団法人警備員特別講習事業センターから住所及び講習会を行つ事務所の所在地の変更の届出があつた件（国家公安委二七）

○除籍が滅失した件（法務三六一）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号との規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三六八）

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（厚生労働二七九）

○電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件（経済産業一八六）

告示

- 六 五

 - 平成二十九年歌会始お題「野」の詠進歌の選者が定められた件
(宮内庁六)
 - 一般社団法人警備員特別講習事業セントラルから住所及び講習会を行う事務所の所在地の変更の届出があった件(国家公安委一七)
 - 除籍が滅失した件(法務三六二)
 - 電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件(経済産業一八六)
 - 基づき技能実習を定める件の一部を改正する件(同二六八)
 - 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件
(厚生労働二七九)

官庄

平成二十八年度司法修習生採用選考公告（最高裁判所）

國會事項

內閣復興庁公害等調整委員會
務省厚生労働省 財

〔公
告〕

平成二十八年度司法修習生採用選考公告（最高裁判所）

官庄

- 公証人法第十三条规定する公証人の採用、直轄災害復旧事業の完了、建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係

本田公布された法令の「あらまし」
次のページに掲載されています。

公証人法第十三条规定する公証人の採用、直轄災害復旧事業の完了、建設業の許可の取消処分、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係（以下次のページへ続）

